明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する件（**総務**四二八）　一

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**三四四～三四六、三四八、三四九）　二

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（**同**三四七）　四

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**厚生労働**四〇九）　五

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**四一〇）　六

〔官庁報告〕

官庁事項

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（日本海・九州西広域漁業調整委四八）　八

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（瀬戸内海広域漁業調整委二八）　九

国家試験

CBTによる平成二十八年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　一六

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　一三

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、厚生年金基金解散・清算人就任関係　一三

地方公共団体

行旅死亡人関係　一三

会社その他

会社決算公告　一三

告示

○総務省告示第四百二十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百五十二号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月八日

総務大臣　山本　早苗

を

428.MHzから428.4MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	信越総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。愛知県及び三重県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。

に、

428.MHzから428.4MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	信越総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。愛知県及び三重県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
428.MHzから428.4MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	信越総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。愛知県及び三重県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
429.16875MHzから429.74375MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.02W以下	注3